



令和6年9月24日
大臣官房総務課

「国土交通省組織令の一部を改正する政令」が閣議決定
～航空交通管制部の体制強化～

令和6年度の国土交通省の組織改編を実施するため、国土交通省組織令について所要の改正を行うもの。（令和6年10月1日施行）

I. 背景

今般、国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、国土交通省組織令について所要の改正を行うものです。

II. 概要

国土交通省組織令を以下のとおり改正します。

・ 航空交通管制部の体制強化

航空交通需要が増加する中で、管制処理能力を向上させるため、航空交通管制部が管轄する空域の再編を行うことに伴い、「札幌航空交通管制部」を廃止する。併せて、航空交通管制サービスの高度化に向けた体制強化のため、福岡航空交通管制部に「次長」を設置する。

III. 今後のスケジュール

公 布：令和6年 9月27日（金）
施 行：令和6年10月 1日（火）

【問い合わせ先】

大臣官房総務課 法規第七係長 木幡 代表：03-5253-8111（内線21-484）
直通：03-5253-8185